

2010年度政務調査費アンケート調査

- 対象自治体 47 都道府県および 19 政令市
- 調査対象 対象自治体の 2010 年 4 月 1 日現在の公開状況
- 調査実施期間 2010 年 6 月 18 日 質問表送付 7 月 2 日 回答締切り
- 調査方法 各自治体の議会事務局宛にメール添付で質問表を送信し、メールにて回答を受信。必要に応じ自治体ホームページで回答内容確認。

アンケート質問表と回答集計一覧(抜粋)は別紙

<調査のねらい>

政務調査費の使途の透明性はまず、使途を示す領収書を公開するか(収支報告書に領収書を添付するか)、という視点から問題が提起された。政務調査費の使途が問題とされるにつれて、領収書の公開を行うと発表する自治体は年々増加してきている。しかし、領収書を公開する、と言っておきながら、実際にはオリジナルの領収書をコピーし、公開したくない情報をマスキングした「写し」を示して「領収書の情報公開だ」と述べている例も報告されている。また、そもそも情報の公開という点からみれば、領収書が公開されるだけでは不十分だ。政務調査費が議員や会派の調査研究のための補助金である点に鑑みれば、収支の内容を具体的に記載したものとして作成を義務づけられている会計帳簿はもとより、補助金による成果を記載した活動報告書や視察報告書を公開することは当然であり、これらを公開していないことこそ、批判されるべきである。

このような観点から、今回は領収書などの公開にとどまらず、公開の方法にも着目して調査を行った。

<調査結果>

(1) 議員 1 人あたりの政務調査費交付年額(平成 22 年度)

質問表では、交付対象(会派、議員個人、その他)ごとの交付額をたずねたが、一覧表では議員 1 人あたりの交付額(単位千円)を掲載した。

- ①交付年額が 500 万円を超えるのは、都道府県では高額な順に、東京都、北海道、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県、静岡県の 10 都道府県。政令市では、横浜市、京都市、大阪市、名古屋市、川崎市の 5 市。交付額が小さいのは年額 120 万円の相模原市。人口 70 万人の相模原市の交付額は、同じ県内の川崎市(人口 140 万人)の交付額 540 万円と対照的である。

- ②滋賀県と新潟市が、会派所属議員と会派に属さない議員の交付額に差をつけている。また、神戸市が、会派専属の政務調査員を配置した場合に交付額を加算しているのは、独自の手法。

(2) 領収書の収支報告書への添付（＝公開）状況

①対象議会のすべてが領収書の添付を義務づけている。

金額要件をつけているのは、次の8県2市

1件あたりの支出が5万円以上：兵庫県、和歌山県、北九州市

3万円以上：岐阜県、愛知県、島根県

1万円以上：岡山県、香川県、愛媛県、仙台市

②平成21年度交付分から領収書の添付が義務づけられ、22年度に初めて領収書の閲覧、開示が可能になるのは、

埼玉県、千葉県、東京都、石川県、滋賀県、岡山県、高知県、福岡県、熊本県、さいたま市。

22年度交付分から領収書の添付が義務づけられ、来年度に初めて領収書の閲覧が可能になるのは、茨城県。

③後述の「情報公開請求が必要」の議会を除く41都道府県14政令市で、領収書の閲覧が可能となる時期は、

- ・「当該収支報告書を提出すべき期間の末日（ほとんどの場合、4月30日）の翌日から起算して60日（2ヵ月）を経過した日の翌日」と規定している議会が最も多く、41議会（75%）。（但し、同様の規定に基づいても、6月30日開始とする議会と7月1日開始とする議会があり、また土日にかかる場合は日にちがずれる）
- ・6月30日より早い時期に閲覧が可能となる議会は10議会、7月1日より後に可能となる議会は1議会（合わせて20%）
- ・ 閲覧開始時期を明文規定していないのは、東京都、相模原市、岡山市（5%）

④領収書の添付に際し、非公開部分を議員（会派）が黒塗りにして写しを提出しているのは、**静岡県**、大阪府、福岡県、岡山市。

※これは領収書の「写し」の添付であり、領収書の添付（公開）ではない。

にもかかわらず、領収書の添付が21年4月以降交付分以降と、他県に比べると「出遅れた」福岡県議会が、大阪府議会のやり方を真似したのは、情報公開に対してきわめて後ろ向きである。

また、横浜市議会事務局も、提出時に非公開部分を黒塗りにしてくる議員にマスキングを剥がすよう指示していない点も批判されるべきである。

⑤議会に提出された領収書を収支報告書と一緒に閲覧することができず、情報公開請求を経なくては見られないのは次の**5**県と5市

宮城県、埼玉県、神奈川県、石川県、鳥取県

仙台市、浜松市、神戸市、広島市、福岡市

※この中には、情報公開に前向きな自治体が、非開示情報の取扱いについて慎重を期した結果、情報公開請求によらなくては見られないようにした、というケースもあるのかもしれない。しかしながら、政務調査費の用途を示す領収書に記載された情報で、非公開としなければならない情報として、一体どういふものがあるだろうか。大多数の議会が収支報告書との同時閲覧で対応していることに鑑みれ

ば、非公開処分の不当な拡大に注意が必要だ。

(3) 会計帳簿の議会への提出（公開）状況

会計帳簿提出を義務付けているのは、依然として少数派である。

政務調査費交付条例で規定：千葉県、大阪府、広島県

規程、ガイドライン等に拠る：鳥取県、大分県、静岡市

京都市議会は、会計帳簿提出は義務づけていないが、使途項目ごとの支出一覧を提出させている。

※使途の公開はまずは会計帳簿から、だ。領収書は支出の証拠であり、支出状況のチェックは帳簿を見ることに始まることは、民間の監査でも税務調査の場合でも常識だ。会計帳簿が公開されないことには、市民によるチェックは難しい。領収書を公開するが会計帳簿は公開しない、という自治体がほとんどという現実、政務調査費の情報公開の意味が正確に理解されていない証拠である。

(4) 活動報告書の議会への提出状況

何らかの形で作成を義務づけているのは、16道府県7市（全体の35%）

このうち情報公開請求によらず市民が見られるようにしているのは12道府県6市

情報公開によらなくては見られないのは2県1市

議員（会派）保存で市民が見られないのは2県

作成を義務づけていないのは31都県12市（同65%）

但し、作成を義務づけていなくても、議員の判断で活動報告書を収支報告書に添付している場合もあれば、定型書式中の簡略な記載あるいは限定された活動についての報告の添付をもって報告書の作成・提出とみなして回答している場合もあるので、上記数字はあくまで目安。

※政務調査費という「補助金」を使ったにもかかわらず成果を報告しないでよい、という奇妙な常識がまかり通っている。これに対して、活動報告書の公開は政治活動の自由を害する、という反論がしばしばなされるが、そう思うのなら、政治活動の自由を害しない報告をすれば良いだけだ。しかし、実際のところ、そういう議員ほど、活動報告を公開することが政治活動の自由を害する、と言えるほどの政務調査をしているとは思えないのだが。

(5) 視察報告書の議会への提出状況

何らかの形で作成を義務づけているのは、15府県13市（全体の42%）

このうち情報公開請求によらず市民が見られるようにしているのは12府県6市

情報公開によらなくては見られないのは1県

議員（会派）保存で市民が見られないのは2県7市

作成を義務づけていないのは32道都県6市（同58%）

視察報告書も活動報告書同様、簡略な報告を持って作成としている可能性がある。いずれの報告書も、作成を義務づけ、市民が情報公開請求によらずみられるようにしているのはわずか18議会と、30%に満たない状況である。

※活動報告書と同じで、まだ非常識派が多い。

(6) 平成 21 年度政務調査費の具体的使途の議会ホームページへの掲載

ある程度具体的な使途をホームページに掲載しているのは

長野県、鳥取県、札幌市、京都市

政務調査費による支出の金額のみを掲載しているのは

岩手県、三重県、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、大阪市
他の 43 都道府県 12 政令市はホームページへの掲載なし。

(7) 使途基準マニュアル

2010 年 4 月現在で政務調査費の使途基準マニュアルを作成していないのは、岐阜県と北九州市のみである。

※使途基準マニュアルは作ればよい、と言うものではない。しかし、作成していない、というのもどうか。岐阜県と北九州市での政務調査費の使途をチェックする必要があるだろう。一方、多くの自治体では領収書の添付開始の少し前にマニュアルを策定している。添付が始まって 1、2 年が経過し、現行のマニュアルでは運用上不十分だ、として改訂を行う動きも各地で出てきている。領収書の公開を機に、使途基準を市民の眼から再点検し、不適正な支出であるとの指摘を受けたものへの支出を禁止する、というのであれば、大歓迎である。しかし、その逆もあろう。改訂の理由と内容を注視しなければならない。

なお、今回入手した政務調査費の使途基準マニュアルを、当団体webにて全て公開した。参考にいただければ幸いです。

<http://www.ombudsman.jp/seimu.html#kijun>